

資料 2

京都府新生児聴覚スクリーニング検査及び相談支援に関する検討会設置要領

(目的)

第1条 この検討会は、新生児聴覚検査を推進し、検査後に要精密検査児、要治療児、要療育児が適切な支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、療育、教育の各分野の関係者がそれぞれの役割を踏まえ、連携できる体制整備を図ることを目的とする。

(委員及び組織)

第2条 検討会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 前項の任期は委員就任日から令和4年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 検討会に座長を置き、互選により決めるものとする。
- 4 座長は、会議の議事を運営する。

(検討事項)

第3条 検討会では、次の事項について協議する。

- (1) 新生児聴覚検査の受検有無、受検結果及び早期相談支援状況の把握等に関する事。
- (2) 新生児聴覚検査受検後の早期相談支援、早期療育に関する事。
- (3) 医療、保健、福祉、療育、教育の各分野関係者の連携強化を図るとともに、ライフステージに応じた難聴児支援をさらに充実させるための協議の場設置に向けた検討に関する事。
- (4) その他、検討会の目的達成のために必要な事項

(会議)

- 第4条 検討会は公開を原則とする。ただし、必要に応じて非公開とすることができる。
- 2 必要に応じて、検討会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、知事が別に定める。

附則 この要領は、令和3年1月28日から施行する。

別表

京都府新生児聴覚スクリーニング検査及び相談支援に関する検討会委員 構成団体名簿

	団体名
医療	京都大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科・頭頸部外科
	京都府立医科大学附属病院 耳鼻咽喉科・頭頸部外科
	一般社団法人京都府医師会
	京都産婦人科医会
	京都府耳鼻咽喉科専門医会
	京都小児科医会
	公益社団法人京都府助産師会
教育	京都府立聾学校
	京都府聴覚支援センター
	京都府立宇治支援学校
療育 ・ 福祉	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会
	京都市児童福祉センター
保健	宇治市保健推進課(京都府市長会)
	与謝野町子育て応援課(京都府町村会)
	京都市子ども家庭支援課

* 検討会の庶務は、京都府教育委員会指導部特別支援教育課及び京都府健康福祉部障害者支援課の協力を得て、京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室において行う。